

《 研修の受講について 》

小規模多機能型居宅介護（介護予防）事業所の代表者、管理者、計画作成担当者は以下の研修の受講が義務付けられています。開設までに研修修了が必要です。

1. 指定にあたっての義務付け研修

代表者 …………… 「認知症対応型サービス事業開設者研修」

みなし措置

実践者研修、実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、基礎課程、専門課程、認知症介護指導者研修のいずれかを修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなす

管理者 …………… 「認知症対応型サービス事業管理者研修」

みなし措置

平成 18 年 3 月 31 日までに、実践者研修または基礎課程を修了した者であって、平成 18 年 3 月 31 日に現に、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者、または認知症高齢者グループホーム管理者研修修了者は既に必要な研修を修了しているものとみなす

計画作成担当者 …… 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

2. 研修の実施主体

県（事業委託：高知県社会福祉協議会）

3. 研修の受講方法

例年 4 月頃に県が研修の日程等を発表します。既に指定を受けている事業所と市町村へ県から通知があり、5 月初旬までに申込を行います。（開設前の事業所へは市から案内をお送りします。）申込が定員を超える場合等には、県が選考のうえ受講者を決定し、6 月下旬頃結果が通知され、指定の研修期間に受講することになります。

4. 申込方法

県指定の受講申込書により申込をします。

下記①から③に該当する研修の申込は市から受講の推薦をしますので、市経由となります。（理由によっては推薦の対象外となる場合があります。）

- ① 認知症対応型サービス事業開設者研修
- ② 認知症対応型サービス事業管理者研修
- ③ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

上記以外の申込は直接、高知県社会福祉協議会へ申込をすることになります。

5. 研修一覧

研修種類	対象者	受講定員	R6年度の研修日程
認知症介護実践者研修	<p>次の要件をすべて満たす者（ただし、痴呆介護実務者研修（基礎課程）修了者又は痴呆性老人処遇技術研修修了者は、受講済とみなす）</p> <p>① 県内の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等</p> <p>② 認知症介護の基本的な知識を有する者</p> <p>③ 高齢者介護実務経験が2年以上の者</p>	<p>280名 (70名×4回)</p>	<p>① 座学研修 令和6年6月25日～27日、7月11日 職場実習 令和6年7月13日～8月9日 実習報告 令和6年8月29日</p> <p>② 座学研修 令和6年9月4日～6日、19日 職場実習 令和6年9月21日～10月18日 実習報告 令和6年11月7日</p> <p>③ 座学研修 令和6年10月22日～24日、11月6日 職場実習 令和6年11月8日～12月5日 実習報告 令和6年12月20日</p> <p>④ 座学研修 令和7年1月14日～16日、30日 職場実習 令和7年2月1日～28日 実習報告 令和6年3月13日</p>
認知症介護実践リーダー研修	<p>① 介護業務におおむね5年以上従事した経験を有する者で、実践研修を令和4年度以前に修了している者</p> <p>② 介護現場における認知症介護を実践するリーダー又は年度内にリーダーになることが予定される者</p>	<p>30名</p>	<p>令和6年8月21日～7年2月6日</p>

認知症対応型サービス事業 開設者研修	小規模多機能型居宅介護事業所の代表者 または代表者になることが予定される者	30名 (10名×3回)	① 令和6年10月1日及び現場体験(日程未定) ② 令和7年1月21日及び現場体験(日程未定) ③ 令和7年3月18日及び現場体験(日程未定)
認知症対応型サービス事業 管理者研修	小規模多機能型居宅介護事業所の管理者 または管理者になることが予定される者 であって、実践者研修(痴呆介護実務者研 修基礎課程又は痴呆性老人処遇技術研修 を含む)を修了している者	90名 (30名×3回)	① 令和6年10月1日～2日 ② 令和7年1月21日～22日 ③ 令和7年3月18日～19日
小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護事業所の計画作 成担当者または計画作成担当者になるこ とが予定される者であって、認知症介護実 践者研修(痴呆介護実務者研修基礎課程又 は痴呆性老人処遇技術研修を含む)を修了 している者	30名 (10名×3回)	① 令和6年10月1日～2日 ② 令和7年1月21日～22日 ③ 令和7年3月18日～19日

※ 受講者がいない場合や定員を大幅に欠く場合、開催しない場合があります。

※ 詳細は高知県のホームページをご確認ください。